

## 高齢者施設等の水害対策強化事業

## (1) 対象地域

- a 建築基準法第39条により指定された災害危険区域
- b 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条により指定された土砂災害特別警戒区域
- c 地すべり等防止法第3条により指定された地すべり区域及び地すべり防止区域
- d 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- e 津波防災地域づくりに関する法律第53条により指定された津波災害警戒区域及び同法第72条により指定された津波災害特別警戒区域
- f 特定都市河川浸水被害対策法第56条により指定された浸水被害防止区域並びに特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第2条により、なお従前によるとされた都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
- g 水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域（同法第14条により指定された洪水浸水想定区域、同法第14条の2により指定された雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3により指定された高潮浸水想定区域をいう。）
- h その他、水害における被害の発生の危険性が認められると災害対策基本法第2条により作成された地域法再計画等で定める区域

## (2) 対象事業

事業内容	整備内容
水害発生時における避難・垂直避難の円滑な実施のために行う整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの設置（想定される浸水深（高）以上の階（中間階を含む。）にかごを移動させ運転を休止するための管制運転装置の設置のための改修及び設置後17年を経過し老朽化したエレベーターの改修を含む。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等の利用者等及び従事者の安全確保並びに利用者等に対する適切なケアの提供のため、想定される浸水深を踏まえ2階以上の階に避難スペースを設置するための改築又は改修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子での迅速な避難を促進するためのスロープの設置</li> <li>・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置（建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するもの）</li> <li>・その他、水災害の際の高齢者施設等の利用者等の円滑な避難のため必要となる整備</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
浸水・土砂流入に伴う施設・設備等の	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される浸水深を踏まえて実施する非常用自家発電設備装置の屋上等への移設</li> <li>・電気室等の扉の防水扉への改修</li> </ul>

被害を軽減するための整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者施設等の出入口等に止水板・防水板（脱着式のものであつて、設置に軽微な整備を伴うものを含む。）の設置</li><li>・その他、水災害の際の高齢者施設等における浸水等被害の軽減のために必要となる整備</li></ul>
--------------	--